

## 広島県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項  
第二号の規定による資金管理団体でなくなつた旨の届出があつたので、法第十九条の二第一  
項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和二年九月三日

広島県選挙管理委員会委員長 国政道明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
八條 範彦	八条のりひこ後援会	(平成) 15・10・22
藤井 馨	ふじいかおる後援会	(令和) 元・12・31
松坂 知恒	松坂ちこう後援会	(平成) 31・3・25
元吉 吉樹	元吉吉樹後援会	(令和) 元・12・31
城戸 常太	政経会	元・12・31
三宅 典子	三宅のり子後援会	元・12・31
脇本 茂紀	脇本茂紀後援会	2・2・1
松浦 幸男	幸友会	元・12・31
森本 健治	森本健治後援会	元・12・31
野口 進	野口すすむ後援会	2・3・13
奥村 富士雄	奥村富士雄後援会	元・12・31
岩下 智伸	岩下ともゆき後援会	元・12・31
前藤 英文	英山会	(平成) 30・12・1
大瀬 敬昭	大瀬のりあき後援会	(令和) 元・12・31